



JOHAS

事業案内

Corporate Guide 2024





独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）は、「独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年12月13日法律第171号）に基づいて設立された、厚生労働省所管の独立行政法人です。「JOHAS」は、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、産業保健活動の支援、未払賃金の立替払事業など様々な事業を通じて、労働者の健康と安全の確保、福祉の増進に寄与しています。



働くあなたのために



CONTENTS

MISSION	04
「労働者健康安全機構 (JOHAS)」とは	05
労働者健康安全機構 (JOHAS) の理念・行動指針	06
労働者健康安全機構 (JOHAS) の組織と活動	07
勤労者の健康を守るために	09
治療と仕事の両立のために	15
労災疾病に係る高度・専門的医療等の 研究・開発、普及のために	18
労働災害や職業性疾病を防止するために	19
労働災害や職業性疾病等の防止に資する情報の提供	21
健康で安心して働ける職場づくりを支援するために	22
働く人々の安心と福祉の向上のために	26
産業殉職者を慰霊するために	27
石綿関連の疾病を発症された労働者や遺族のために	28
施設一覧	29

MISSION

労働者健康安全機構 (JOHAS) は、過労死関連疾患、アスベスト、メンタルヘルス、脊髄損傷、産業中毒など、勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業などを行い、もって労働者の福祉の増進に寄与しています。

このため、JOHASでは、労災病院、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター、せき損センター、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所などの運営を行うことにより、

- ① 労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、治療と就労の両立支援、労災疾病研究とモデル予防法・モデル医療技術の開発・普及
- ② 労働現場における負傷、疾病等の災害の防止を図るための高度な専門的知見に基づく災害原因の調査と再発防止策の提言等
- ③ 化学物質等の有害性調査
- ④ 産業保健関係者（職域関係者） に対する研修等を通じた知見の普及
- ⑤ 企業倒産に伴い賃金未払のまま退職した労働者に対する未払賃金の立替払
- ⑥ 建設アスベスト給付金制度における給付金の支払業務

等の事業を行っています。

「病人のそばにいるときには、病人に具合はどうか、原因は何か、いつからか、通じはどうか、どんな食物を食べているか、を聞かなければならない」とヒポクラテスはその『疾病論』という本の中で述べているが、この質問にもう一つ、すなわち「職業は何か」という質問を私は付け加えたい。それは主な原因と関係があるのではないが、庶民を治療する医師にとって、適切であるというよりも必要な質問であると、私は考えている。

ラマツイーニ著『働く人々の病気』1700年

「労働者健康安全機構 (JOHAS)」とは

「独立行政法人労働者健康安全機構 (JOHAS)」は、勤労者医療を推進し働く人々の健康の保持と職場復帰支援を行う「労働者健康福祉機構」、労働環境の安全と健康を確保するための研究を行う「労働安全衛生総合研究所」、労働現場で使用される化学物質の有害性調査を行う「日本バイオアッセイ研究センター」が統合し、平成28年4月に誕生した組織です。

これまで3つの法人が行ってきた業務を着実に継承し、研究成果等を共有することにより統合による相乗効果を最大限発揮させることにより、これからも国の根幹を支えるすべての働く方々の未来のため、健康と安全の確保に寄与してまいります。

労働者健康安全機構 (JOHAS)

労災病院

- ・労災疾病等の研究開発の実施
- ・勤労者医療の中核的機関等としての役割の推進

医療リハビリテーションセンター せき損センター

- ・被災労働者の職業・社会復帰の促進等

治療就労両立支援センター

- ・治療と就労の両立支援の推進
- ・予防法・指導法の開発の推進

協働研究

機構内の複数の施設が協働して行う研究

- 過労死等の防止に関する研究
- 脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究
- 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究

など、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の
促進に結び付く研究課題・テーマを設定

労働安全衛生総合研究所

- ・労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施
- ・労働災害の原因調査の実施
- ・化学物質等の有害性調査に関する試験

産業保健総合支援センター

- ・産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供
- ・地域窓口 (地域産業保健センター) を運営



労働者健康安全機構の 理念・行動指針

理念

「勤労者医療の充実」「勤労者の安全向上」「産業保健の強化」

我が国の産業・経済の礎（いしずえ）を維持、発展させるとともに、
勤労者一人ひとりの人生を支える大きな役割を担っています。

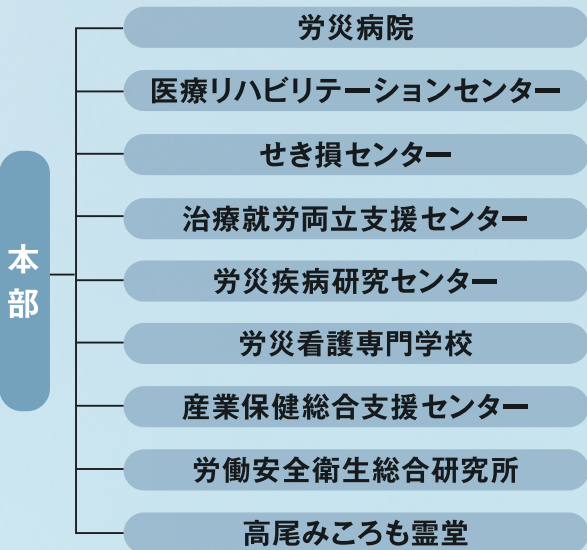
行動指針

- (1) 一般医療を基盤とした勤労者医療を常に先取りし、実践していきます
- (2) 健康で安全な職場を構築する研究などを進めます
- (3) 全ての勤労者の健康維持と安全向上に貢献します
- (4) 高い倫理観と社会規範のもとに行動します
- (5) 機構（労災病院群、労働安全衛生総合研究所、産業保健総合支援センターなど）
内の連携や協働を進めます
- (6) 経営基盤の安定を図ります



労働者健康安全機構の 組織と活動

全国組織



治療就労両立支援センター

治療と仕事の両立支援



働く方々が仕事を辞めずに治療と両立ができるための支援や、勤労者にかかる生活習慣病などの予防医療活動に取り組んでいます。

労災看護専門学校

勤労者医療・看護の実践者育成



勤労者医療、勤労者看護を実践する看護師を育成しています。

労災病院グループ

労災病院、医療リハビリテーションセンター、せき損センター

勤労者医療の提供



労災疾病等の予防から治療、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供しています。



未払賃金の立替払事業

働く人々の安心と福祉の向上

国のセーフティネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者の方へ未払賃金の立替払事業を実施しています。



- 労災病院（医リハ、せき損を含む） ●
- 労災看護専門学校 ▲
- 治療就労両立支援センター ■
- 労働安全衛生総合研究所 ★

※産業保健総合支援センターは各都道府県に設置しています。

産業保健総合支援センター

産業保健活動の支援



事業場や産業保健に携わる方へ、研修、情報提供、相談、その他の支援を行っています。

労働安全衛生総合研究所

労働災害を防止するための研究

理学、工学、医学、健康科学等の様々な観点から労働災害防止のための研究を行っています。



粉体貯蔵槽の静電気危険性に関する実験装置

高尾みころも霊堂

被災労働者や御遺族への援護事業

産業災害により殉職された方々を奉安し、御霊をお慰めしています。



建設アスベスト給付金

建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症された労働者やそのご遺族に対して給付金の支払業務を実施しています。

勤労者の健康を守るために

一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

労災病院では、勤労者医療の理念のもとで、医師をはじめ、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士など、各専門分野の最新の知識と経験を結集し、次の取組を行っています。

高度・専門的医療の提供

長年にわたる職業病や作業関連疾患の臨床経験をもとに、勤労者呼吸器病センター（じん肺）、振動障害センター（振動障害）、勤労者脊椎・腰椎センター（腰痛）、勤労者メンタルヘルスセンター（メンタルヘルス）、働く女性メディカルセンターなど、勤労者医療の各分野について専門センターを併設して、高度・専門的医療を提供しています。

充実した医療機器による的確な診断と治療

早期かつ適切な診断・治療を目指して、高度医療機器を駆使し、最高水準の医療を提供しています。

また、この機能を活用して労働安全衛生法に基づく一般健康診断、特殊健康診断の他、特定健診・特定保健指導等を行い、職場における勤労者の健康確保を支援しています。



3.0 T MRI



320列CT



手術支援ロボット

救命・救急医療活動

労働災害等の緊急治療に対応するための救命・救急医療は、医療の原点でもあり、労災病院においても積極的に取り組んでいます。

また、災害援護活動に関する自治体との協定の締結、災害拠点病院[※]の指定など、災害時の医療体制の整備を進めています。

[※]緊急事態に24時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院であり、令和5年4月現在13の労災病院が指定を受けています。



災害医療訓練

アスベスト疾患センター

アスベスト関連疾患の相談・健診、診断・治療及び症例の収集を行うため、全国24の労災病院にアスベスト疾患センターを設置しています。24センターのうち、全国7ブロックの拠点となる7センターをブロックセンターと位置づけ、ブロックセンターでは、労災指定医療機関をはじめとする他の医療機関の支援を行っています。

アスベスト疾患センター設置病院

北海道中央労災病院 [※]	釧路労災病院	東北労災病院 [※]	千葉労災病院	東京労災病院
関東労災病院	横浜労災病院 [※]	新潟労災病院	富山労災病院	浜松労災病院
中部労災病院	旭労災病院 [※]	関西労災病院	神戸労災病院 [※]	和歌山労災病院
山陰労災病院	岡山労災病院 [※]	中国労災病院	山口労災病院	香川労災病院
愛媛労災病院	九州労災病院	長崎労災病院 [※]	熊本労災病院	

※は、ブロックセンター（7病院）

勤労者を支えるメディカルスタッフ

説明と同意（インフォームド・コンセント）を基本に、診療予定表（クリニカルパス）による医療の標準化を進めるとともに、個々の患者にあわせた診療計画をたて、患者とともに退院までのゴールを目指します。

また、職場復帰後の再発防止や障害にあわせた勤務形態などをアドバイスするために、医療チームは産業医や産業保健師との連携を図っています。

職業復帰のリハビリテーション

労災病院は、戦後まもない頃から、労働災害などにあわれた方々が1日も早く労働能力を回復することを目的に、リハビリテーションを我が国に先駆的に導入したという実績を有しています。

障害を持つ方が日常生活の動作をできるようになれば、社会（家庭）復帰はできます。しかし、職場復帰するためには、職場までの移動手段の確保と多彩な職場環境に応じて、障害を前提として個別性のある業務ができるようになるまでのリハ訓練が欠かせません。

職場復帰のためのリハビリテーションは、医療機関のほかに職場の関係者や産業医など多くの人々との連携の上に成り立っています。



勤労者を支える医療の提供



職業復帰のリハビリテーション

労災指定医療機関、産業医等に対する勤労者医療の地域支援機能

労災病院では、近隣の労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援に取り組んでいます。

労災疾病等に関する情報提供

症例検討会や講習会等を開催して、さまざまな労災疾病等に関する症例についての情報を提供しています。

病病・病診連携

病病・病診連携※を通じて、労災指定医療機関等で対応が困難な被災労働者等の受入れを行っています。

※病院と病院、病院と診療所間で医療機関の機能に応じた医療を提供するための連携

産業医の活動

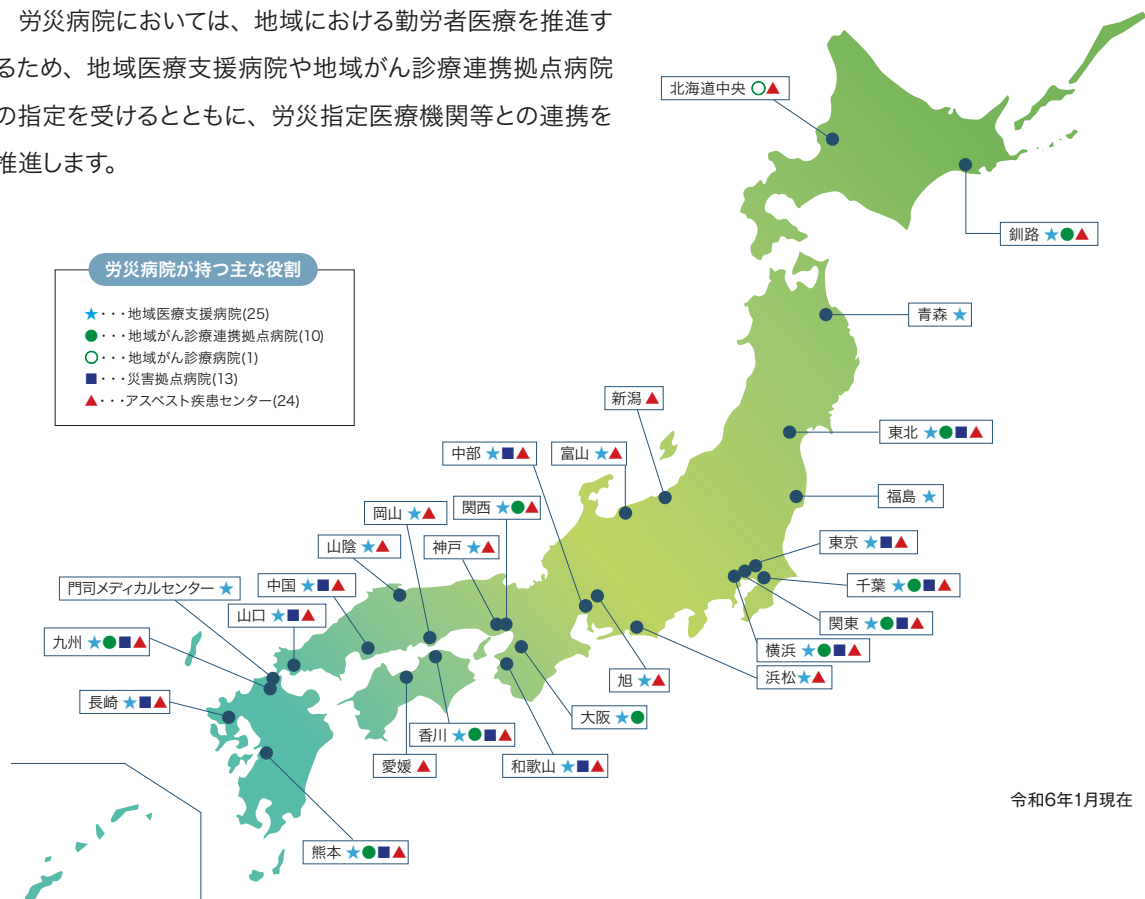
労災病院の医師の約2割は認定産業医の資格を有しており、職場での作業や環境との関連に配慮した産業保健活動を進めています。

病床、医療機器等の開放

労災指定医療機関等の医師等に対し、労災病院の病床、医療機器等の開放を行っています。

地域医療支援の推進

労災病院においては、地域における勤労者医療を推進するため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の指定を受けるとともに、労災指定医療機関等との連携を推進します。





九州労災病院



病院連携懇談会を開催

行政機関等への貢献

労災保険給付に係る業務上外又は治ゆの認定、障害（補償）給付に係る障害等級の決定等における医学的判断に係る協力や、労災認定基準の策定に寄与しています。

また、石綿（アスベスト）健診や相談対応に取り組みつつ、「石綿関連疾患診断技術研修」や「石綿確定診断等事業」などを実施することにより、行政のニーズに対応し、全国の指導的立場を担っています。

勤労者医療に貢献する看護師の育成

労災看護専門学校

労災看護専門学校は、看護師として必要な知識と技術を習得し、働く人々の健康を守るために予防から治療、リハビリテーション、職場復帰（職業と治療の両立）に至る勤労者医療に貢献できる看護の実践者として、生涯成長し続ける看護師を養成することを目的に、全国9か所に設置されています。

労災看護専門学校では、労災病院を中心に多種多様な施設において、臨地実習を行っています。



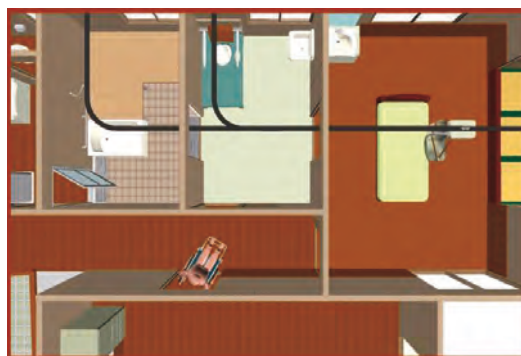
看護専門学校学内実習

👤 職場復帰をめざして

吉備高原医療リハビリテーションセンター

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、被災労働者などに高度な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、さらに隣接する国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営、以下「職業リハセンター」という）との連携のもとに、早期社会復帰を図っています。

①リハビリテーションが必要になったもとの病気やけが（機能障害のレベル）、②現在までの経過と現在の状況（能力低下のレベル）、③これまでの生活様式・職業・家庭の状況（社会的不利のレベル）などを総合的に判断してゴールを決め、治療のプログラムを作って、リハビリテーション医療を進めていきます。リハビリテーション科の医師を中心として、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー (MSW)、リハビリテーションエンジニアなどのリハビリテーションスタッフがチームで対応します。

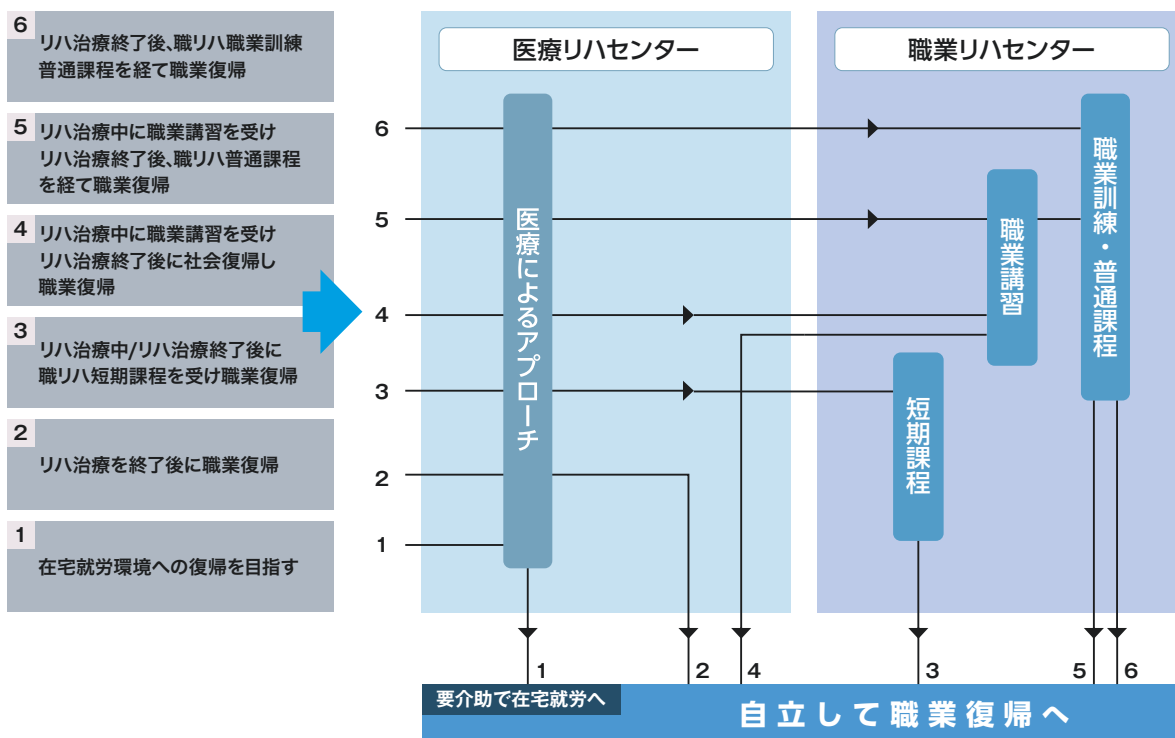


3DCGによる在宅就労支援環境の提案（アニメーションで表示します）

早期職場・自宅復帰へのアプローチ

当センターでは、独自のリハビリテーション医療による早期の職場・自宅復帰へのアプローチと同時に、職業リハセンターと連携し職業リハビリテーションを平行して実施することで早期の職場・自宅復帰を目指すという、わが国で初めての試みも行ってきました。早期の職場・自宅復帰への道筋は以下のようなものがあります。

職業リハセンターとの連携を含めた職業復帰へのアプローチ



総合せき損センター

総合せき損センターは、脊髄損傷の急性期から、リハビリ、社会復帰に至る一貫した治療を行う、日本で有数の専門医療施設です。早期治療、早期リハビリテーションを基本とし、積極的にリハビリテーションを行っています。また、診療圏が西日本一円と広いため緊急患者搬送のためのヘリポートも併設されています。

昭和54年の開院以来、急患脊損入院患者数は3,000名を超え、生活に必要な福祉用具の開発や住環境整備支援を行う医用工学研究室も含めた多職種のチーム医療により早期の社会復帰支援を目指し、社会復帰率は80%を超えています。

また、外傷以外の脊椎脊髄疾患(変性疾患、脊柱変形、脊椎脊髄腫瘍等)の手術も年間800例以上行うなど、広く脊椎脊髄外科の専門的医療機関でもあります。



ヘリコプターによる患者搬送

北海道せき損センター

北海道せき損センターは、脊髄損傷に対する手術治療、術後リハビリテーションさらに社会復帰までをトータルとして最先端の脊損医療を行う、専門医療施設です。

当センターは、平成28年10月に北海道中央労災病院せき損センター(平成20年に美唄労災病院から改編)を改組して設置され、北海道唯一のせき損センターとして北海道各地から多くの脊損患者がドクターヘリや救急車で搬送されています。

また、脊損医療に関する先端的研究に取り組むとともに、脊損医療に関する各種セミナーを開催するなど、脊損医療の向上と脊損医療に携わる人材の育成に努めています。



ドクターヘリ

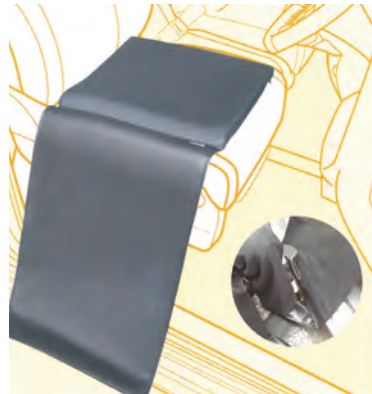
医用工学研究室による研究開発品

せき損式スライディングボード



車いす側方移乗時の自立支援や介助負担を軽減するための道具です。独自形状によって、ボードを臀部の下に敷き込む難易度の高い動作を省略し、置くだけで移乗可能にしました。
【選べるサイズ】S(500×310mm) M(600×310mm) L(720×320mm)敷き込み部の最大幅は15cm程度

ドライバースクッション(市販品)



車いすユーザーのための自動車用クッション。自動車シートの体圧分散性向上に加え、乗り込み時にできるボディへのキズや自動車シートの汚れ、砂や小石の車内への落下を防止。

歩行介助ロボット(共同開発品)



中心性脊髄損傷による不全麻痺者を対象とした、歩行訓練における姿勢保持支援や転倒を防止するための装置。アシスト歩行など歩行訓練シリーズとしてロボットを九州産業大学と共同開発。

治療と仕事の両立のために

就労年齢の延長に伴って基礎疾患を有する勤労者や、これまでは就労を継続しての治療などが難しくなったがんについても新たな治療法の進歩に相まって、治療を受けながら仕事を継続する勤労者が増加しており、様々な疾病による休業等からの職場復帰や治療と仕事の両立支援への取組が重要な課題とされています。

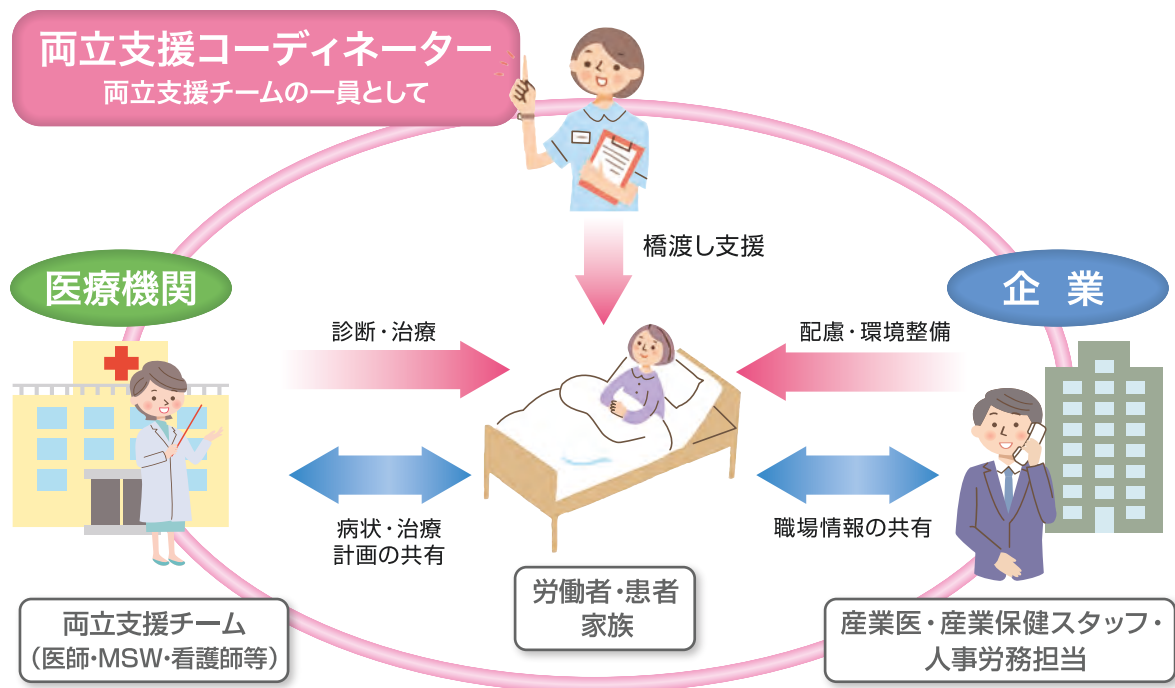
治療就労両立支援センターと治療就労両立支援部

こうした中、JOHASでは、これまで平成26年4月から、「治療就労両立支援センター」及び「治療就労両立支援部」において、以下の活動に取り組んでいます。

治療就労両立支援事業

治療と仕事の両立に不安を抱える勤労者を支援するため、治療就労両立支援センター及び治療就労両立支援部では、すべての疾病を対象に、「両立支援コーディネーター」を中心とした医師、看護師、医療ソーシャルワーカー（MSW）など多職種からなる「両立支援チーム」が、治療を受けながら就労を希望する勤労者に対しての支援を行っています。

また、今後の支援の質の向上につなげるため、支援の情報を集積し、疾病が就労に与えた影響や支援に関する課題の分析や効果的な支援方法の検討を行っています。



労働者健康安全機構の治療と仕事の両立支援スタイル
～トライアングル型のサポート体制～

両立支援コーディネーターの養成

「両立支援コーディネーター」とは、治療と仕事の両立支援体制が確立できるよう、患者やその家族からの依頼を受けて患者に寄り添いながら相談支援を実施し、また、患者・家族側と医師・MSWなどの医療側、産業医・衛生管理者・人事労務担当者などの企業側の3者間のコミュニケーションのサポートを行う者です。

JOHASでは、両立支援を進める上で必要な知識を身につけることを目的に、「両立支援コーディネーター」の養成研修を実施しています。

「両立支援コーディネーター基礎研修」（両立支援を実施するために、基本的な知識を身につけるための研修）は、令和2年度以降、「動画配信研修」と「WEB ライブ講習」を組み合わせたオンライン形式で実施しています。

また、全国の産業保健総合支援センターにて、各地域の両立支援コーディネーター間の連携を推進し、地域全体での支援体制の充実・強化を図ること及びコーディネーターの能力向上を図ることを目的として両立支援コーディネーター基礎研修修了者を対象に「事例検討会」を開催しています。

基礎研修



両立支援に関するマニュアル・広報冊子

両立支援コーディネーターマニュアル、広報冊子等を作成し、労災指定医療機関等や労働者、事業者の方々への普及を図っています。マニュアル等はホームページにて無料で閲覧できます。



両立支援コーディネーターマニュアル

URL: <https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/1047/Default.aspx>



予防医療モデル事業

勤労者の健康確保を図るため、勤労者に係る生活習慣病、勤労女性特有の健康障害等の発症予防及び増悪の防止に関する予防医療活動を通じて集積した事例の分析・評価等により効果的な予防法・指導法の開発に取り組み、全国の事業場へ普及することを目的としています。

予防法・指導法の例

深夜勤務者のための食生活ブック ～健康をめざすコンビニ食の選び方～

夜勤・交代勤務者は食事の時間が不規則になり、欠食や偏った内容の食事、間食などによっては肥満をはじめとした生活習慣病にもつながることから、夜勤・交代勤務者が食事で気をつけるべき点について、深夜に勤務するタクシー運転手の食事調査報告と併せながらコンビニを活用しながら健康を意識した具体的な食事のとり方を紹介。



骨の老化を予防する食事 ～美しい骨を作ろう！～

勤労女性の骨粗鬆症予防に対する意識、栄養素摂取状況の調査研究を行った結果、骨粗鬆症予防には、若い頃からの正しい食事や運動習慣を身につけることが大切であり、その予防意識を高めるコツ、栄養素摂取の方法、生活習慣をどのように変えるべきかについて紹介。

～その他運動指導や食事指導についてのリーフレットを掲載しています～

URL : <https://www.johas.go.jp/yobomodel/tabid/1800/Default.aspx>



労災疾病に係る高度・専門的医療等の研究・開発、普及のために

労災疾病等医学研究とは？

労災病院では長年、勤労者に発生したけがや病気に関する治療を行うだけでなく、職場復帰のためのリハビリテーションや治療と仕事の両立支援など、働く人々の支援に取り組んでいます。

労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組み、その成果を広く普及することにより、さらなる労働者の支援につなげています。

【研究紹介(代表例)】

がん患者の仕事復帰に向けた研究(研究テーマ「早期復職」)

現在、がんは我が国における死因のトップであり、2～3人に1人は生涯の間がんと診断されます。がん治療の副作用により、筋力低下や、運動麻痺を引き起こし、仕事への復帰が難しくなったり、退職を余儀なくされたりするケースもあります。

がん患者さんが仕事復帰するために最も重要なのが体力の維持・増進です。それらに対して効果があると考えられているのが食事でのたんぱく質摂取や、運動療法です。そこで、がん手術後にたんぱく質を摂取した患者さんと摂取しなかった患者さんを比較検討することで、より早い仕事復帰につながる最適な食事療法と運動療法の確立を目指しています。

働く人の心の健康の研究(研究テーマ「メンタルヘルス」)

近年、うつ病等により心の健康状態(メンタルヘルス)が悪化することで休職してしまい、その後なかなか仕事に復帰できない方が増えています。

そうした心の不調は、記憶力や注意力といった、仕事をするうえで重要な「認知機能」と言われる能力に悪影響をもたらすことが分かっており、仕事への復帰が難しくなっている原因の一つであると考えられています。

本研究は、そうした他人からは目に見えづらい「認知機能」を調べてその改善を目指し、人々の仕事への復帰を支援する数少ない試みです。

労災疾病等
医学研究普及サイト



労災疾病等医学研究の概要、研究成果等については、「労災疾病等医学研究普及サイト」から閲覧することができます。

<https://www.research.johas.go.jp/>



労働災害や職業性疾病を防止するために

労働安全衛生総合研究所では、職場での事故や病気を防ぎ、働く人の安全と健康を確保するため、理学、工学、医学、健康科学等様々な観点から総合的・専門的な調査及び研究、化学物質等の有害性の調査に関する試験を行っています。調査・研究の成果は、法令、国の指針やガイドライン、JISの制定・改正等に活用されています。また、成果を事業場の安全衛生の確保に役立てていただけるように積極的に普及・広報活動を行っています。

労働災害を防止するための研究の実施

当研究所では、以下の分野を重点として働く人の安全と健康を確保する研究を行っています。

【主な研究領域】

○ 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等が過労死やメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施しています。ナノ・マテリアルなどの新材料や新技術に起因する労働災害の防止に関する研究を実施しています。

産業現場における危険・有害性に関する研究

○ 労働災害が多発している機械設備、作業、化学物質等に着目し、墜落災害、爆発災害、化学物質によるがん、熱中症、腰痛などの現場における危険・有害性について分析し、その対策に関する研究を実施しています。

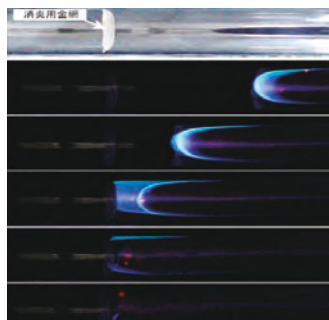
職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

○ 職場における、危険・有害因子にさらされる（ばく露）量の評価方法、危険・有害な影響を及ぼす可能性とその影響の程度（リスク）の評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくためのツールの開発等に関する研究を実施しています。

実験装置、研究の例



「粉体貯蔵槽における静電気危険性の研究」に使用する実規模実験装置



透明なパイプを伝ばする火炎が金網部で消える様子



介護労働者の腰痛予防のための負担軽減の評価



ナノ粒子エアロゾル発生装置

災害調査の実施

厚生労働省の要請に基づき、化学プラントの爆発火災災害や化学物質によるがんなどの発生メカニズムが複雑な労働災害や、トンネル工事での水没事故など重大な労働災害の発生原因を調査し、二度と発生させないためにはどうしたらよいかを検討し、厚生労働省に提案しています。また、同じような災害の発生防止に役立ててもらうために、過去に実施した災害調査の報告書をホームページに掲載し、周知しています。

災害調査の実施例



ジブローダーの折損災害



高速道路耐久性向上工事鉛中毒災害

国際連携の推進

研究協力協定

米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH US）、英国安全衛生研究所（HSL）、韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）、マレーシア国立労働安全衛生研究所（NIOSH Malaysia）など各国の研究機関や大学と研究協力協定を締結し、国際的な共同研究、最新の情報交換、研究協力を推進しています。

国際会議への参加・シンポジウムの開催

欧州を中心とした労働安全衛生機関の連絡会議である Sheffield Group Meeting への参加、国際シンポジウム等の開催、海外からの研修生の受入れ等を通して、最先端の海外情報の収集、情報交換、国際貢献を推進しています。

WHO労働衛生協力センター

世界保健機関（WHO）から労働衛生協力センターの指定を受け、WHO の活動に貢献しています。

広報活動

広報活動

研究成果の学会での発表はもとより、「年報」、「特別研究報告」、「技術資料」、「技術指針」などの各種刊行物を発行するほか、和文の学術論文誌「労働安全衛生研究」、英文の国際学術論文誌「Industrial Health」を発行しています。

広く関係者による災害防止の参考に資するために、ホームページやメールマガジン「安衛研ニュース」、安全衛生技術講演会等による広報活動を行っています。

労働災害や職業性疾病等の防止に資する情報の提供

労働安全衛生総合研究所では、労働災害や職業性疾病等の防止に資する情報の提供を行っています。

【主な関連ポータルサイト】

○ 職場の化学物質管理総合サイト（ケミサポ）

当研究所の化学物質情報管理研究センターが運営するポータルサイトです。主に化学物質管理者として活躍される方に向け、事業者が自律的な化学物質管理を行うために確認・準備すべきことを情報発信しています。

URL : <https://cheminfo.johas.go.jp/>



○ 過労死等防止調査研究センターポータルサイト (RECORDs)

当研究所の過労死等防止調査研究センター (RECORDs : Research Center for Overwork-Related Disorders) が運営するポータルサイトです。RECORDs が行っている過労死や過重労働等に関する研究成果や報告書を分かりやすく解説しています。

URL : <https://records.johas.go.jp/>



○ 職場のあんぜんサイト

当研究所が管理・運営するポータルサイトです。厚生労働省等が発信する安全衛生に関する情報を分かりやすくまとめた情報サイトです。主に「労働災害統計」「労働災害事例」「各種教材・ツール」「化学物質」の4つのコンテンツから構成されています。

URL : <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

○ 厚生労働省 労災疾病臨床研究事業 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 (NEWS)

厚生労働省より支援を受け、当研究所の労働者放射線障害防止研究センターで行っている「東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究」の研究活動について掲載しているポータルサイトです。

URL : <https://www.news.johas.go.jp/hp/top.html>



健康で安心して働ける 職場づくりを支援するために

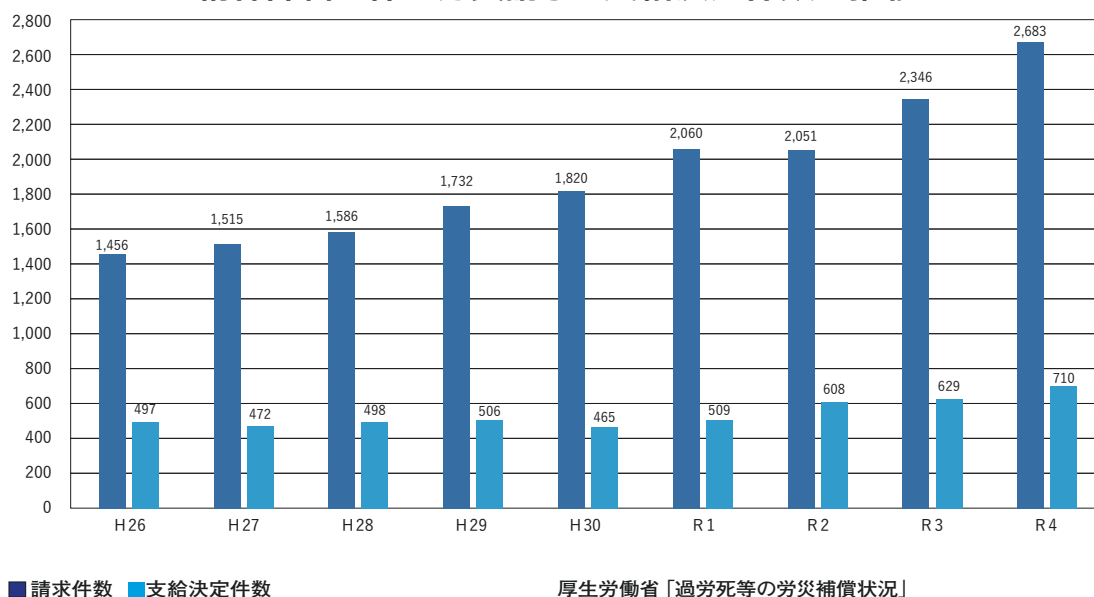
労働者の健康問題の多様化、働き方改革

近年、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、事業者は、政府が策定した働き方改革実行計画を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に取り組むことが求められています。

このような背景を踏まえ、JOHASでは、健康診断に基づく健康管理や、ストレスチェック制度の推進を含めたメンタルヘルス対策といった事業者の産業保健活動の支援に取り組んでいます。さらに、疾病を抱える労働者に対して治療と仕事の両立への取組支援を行っています。



精神障害に係る労災請求・支給決定件数の推移



厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

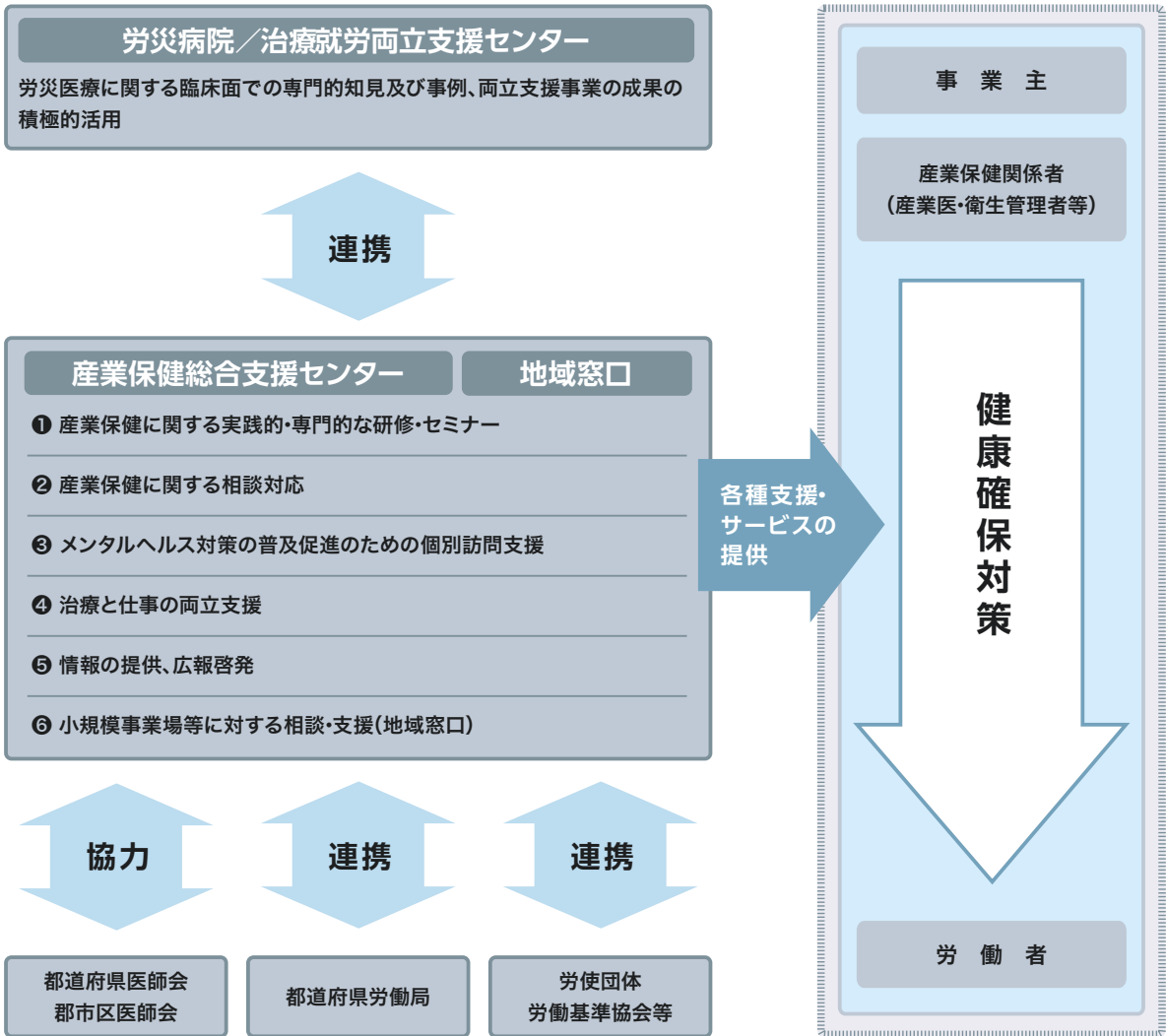
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33879.html)

産業保健総合支援センターと地域産業保健センター

全国 47 都道府県に産業保健総合支援センターを設置し、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者の方などを支援しています。

また、産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置し、労働者数 50 人未満の小規模事業場やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

産業保健総合支援センターの活動



産業保健総合支援センターで提供しているサービス(産業保健スタッフ向けサービス等)

産業保健関係者に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者の方などを対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。



産業保健研修会の様子



実地研修

産業保健関係者からの専門的相談への対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な知識や経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な疑問や問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



個室での相談風景

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士や保健師などの専門のスタッフが、両立支援に関する研修・セミナー、事業者やがん等の患者（労働者）からの相談対応、事業者への個別訪問支援及び患者（労働者）と事業場の個別調整支援を実施しています。また、労災病院やがん拠点病院等の医療機関と連携して、両立支援のための相談窓口を開設しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に訪問し、ストレスチェック制度の導入を含めた職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

産業保健活動支援のための助成

中小企業や労災保険の特別加入者を支援する団体等が傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成する団体経由産業保健活動推進助成金を支給しています。

地域産業保健センターで提供しているサービス(小規模事業場向けサービス)

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対して、医師又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行うほか、労働者の健康管理に関し広く相談を受け付けます。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師又は保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

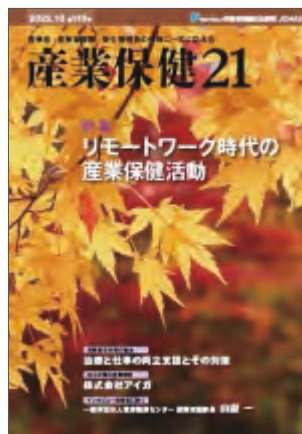
医師、保健師又は労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

産業保健情報の提供

産業保健総合支援センターでは、ホームページ、メールマガジン、情報誌『産業保健21』等を通じて、産業保健に関する最新かつ有用な情報を提供しています。

情報提供サービスの詳細やメールマガジンの登録は、各産業保健総合支援センターのホームページ（JOHASのホームページからのリンク有）をご覧ください。

JOHASのホームページで情報誌『産業保健21』のバックナンバーの閲覧と検索ができます。



URL : <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/128/Default.aspx>



産業保健調査研究

産業保健総合支援センターでは、地域の産業保健活動の活性化に役立つ調査研究を実施しています。この調査研究の成果は、毎年機構本部が開催する「産業保健調査研究発表会」において発表するとともに、産業保健総合支援センターが実施する研修会の資料等として活用しています。

JOHASのホームページに産業保健調査研究の抄録及び資料を掲載しています。



産業保健調査研究発表会の様子

URL : https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sanpo_chosa/tabid/334/Default.aspx



働く人々の安心と福祉の向上のために

未払賃金の立替払事業

労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとしての未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度です。

JOHASが本制度を実施し、立替払を行った時は、JOHASはその立替払金に相当する額について賃金請求権を代位取得し、事業主等に求償します。

昭和51年（1976年）に本制度が創設されて以来、令和5年3月までの間に、約132万人に対し、総額約5,454億円の立替払を行っています。

令和4年度における立替払支給者数は14,203人、立替払額は約49億円です。

未払賃金立替払制度の概要

1 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主であり、かつ、1年以上事業を実施していること
- ② 倒産していること

イ 法律上の倒産（裁判所による）

- ・ 破産手続開始の決定を受けたこと（破産法）
- ・ 特別清算開始の命令を受けたこと（会社法）
- ・ 再生手続開始の決定があったこと（民事再生法）
- ・ 更生手続開始の決定があったこと（会社更生法）

ロ 事実上の倒産（中小企業事業主のみ）（労働基準監督署長の認定）

- ・ 事業活動停止しており、再開見込・賃金支払能力がないこと

※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう

- ・ 資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
- ・ 資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
- ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
- ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

2 労働者に係る要件

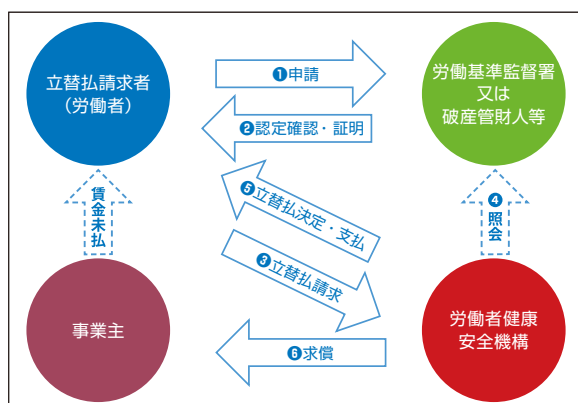
- ① 破産手続開始等の申立ての6か月前の日から2年間に退職していること
- ② 未払賃金額等について、破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認）
- ③ 破産手続開始の決定等の日の翌日から2年以内に立替払請求

○ 立替払の対象となる賃金
退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金（ボーナスは含まず）ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

○ 立替払の額
未払賃金総額の8割（限度あり）

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円 (370万円×0.8)
30歳以上45歳未満	220万円	176万円 (220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円 (110万円×0.8)

例)退職日に35歳で未払賃金が 200万円の場合は、立替払額 160万円
// 300万円 // 176万円



請求の流れ



未払賃金立替払制度研修会の様子／各裁判所、各弁護士会等のご協力を得ながら、弁護士等の方々に未払賃金立替払制度について研修会を行っています。

産業殉職者を慰霊するために

被災労働者や遺族に対する援護事業

高尾みころも霊堂

高尾みころも霊堂は、労災保険法施行20周年記念事業として、産業災害により殉職された方々の尊い御霊をお慰めするため、昭和47年5月に建立されたものです。開堂以来、毎年秋に遺族をはじめ政財界、労働団体の代表等をお招きし、産業災害により不幸にして亡くなられた方々の御霊を合祀し、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを御霊の前で誓う、産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、多彩な行事を催し、御霊をお慰めしております。

慰霊式には、5年毎に、昭和・平成を通じて当時の皇太子同妃両殿下が御臨席されており、令和4年産業殉職者合祀慰霊式においては、秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席の下、開催いたしました。

現在、この霊堂には、昭和22年以来令和4年度末までの間に産業災害により殉職された273,423名の方々の御霊簿が奉安されております。



高尾みころも霊堂



令和5年産業殉職者合祀慰霊式

秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席



御供花



遺族へのお声かけ

石綿関連の疾病を発症された労働者や遺族のために

建設アスベスト給付金制度における給付金の支払業務

厚生労働大臣からの委託を受け、建設アスベスト給付金制度の支払業務を実施

建設アスベスト給付金制度は、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号)に基づいて、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るため、国が給付金を支給する制度です。

JOHASは、厚生労働大臣からの委託により、「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、国の認定を受けた方に対する建設アスベスト給付金の支払業務を実施しています。

建設アスベスト給付金制度の概要

1 給付金の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期 間	業 務
昭和47年10月1日～ 昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る業務
昭和50年10月1日～ 平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

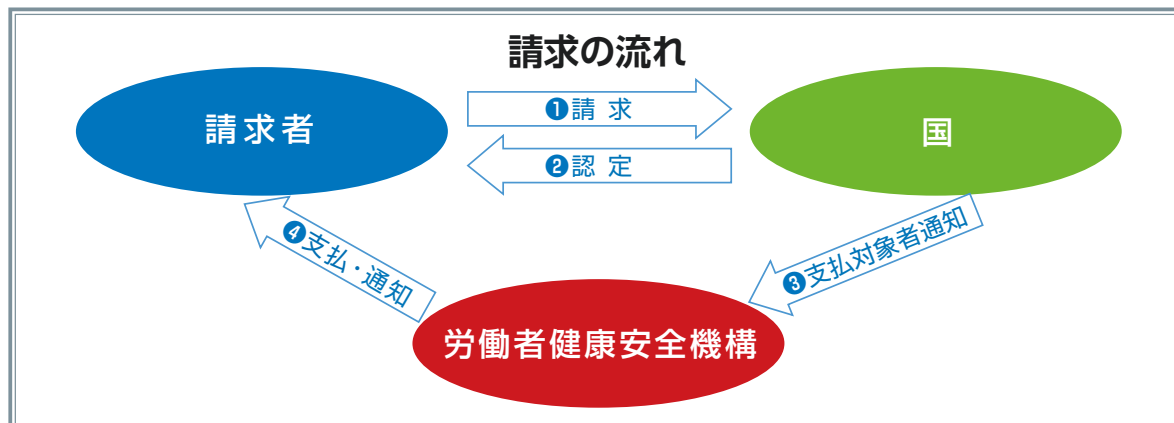
- ※ 石綿関連疾病：(1) 中皮種 (2) 肺がん (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） (5) 良性石綿胸水
- ※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）のうち、最先順位者からの請求が可能です。

2 給付金の支給等

- ① 給付金の支給
国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、以下の額の給付金を支給
 - 1 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者 550万円
 - 2 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者 700万円
 - 3 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者 800万円
 - 4 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者 950万円
 - 5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者 1,150万円
 - 6 上記1及び3により死亡した者 1,200万円
 - 7 上記2、4及び5により死亡した者 1,300万円
- ② 権利の認定等
厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定短期はく露、喫煙の習慣を有した者（肺がんにかかったものに限る）に係る減額
請求期限：医師の診断時・管理区分の決定時/死亡時から20年
差押禁止、非課税
- ③ 追加給付金の支給
症状が悪化した者に対し、追加給付金（①の1～7の区分の差額分）を支給
- ④ 認定審査会
厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定

3 基金の設置等

当機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払の業務を実施



◎労災病院

北海道中央	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5	(0126)22-1300
釧路	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23	(0154)22-7191
青森	〒031-8551 青森県八戸市大字白銀町字南ヶ丘1	(0178)33-1551
東北	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	(022)275-1111
秋田	〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30	(0186)52-3131
福島	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3	(0246)26-1111
千葉	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16	(0436)74-1111
東京	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21	(03)3742-7301
関東	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	(044)411-3131
横浜	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211	(045)474-8111
新潟	〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12	(025)543-3123
富山	〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992	(0765)22-1280
浜松	〒430-8525 静岡県浜松市中央区将監町25	(053)462-1211
中部	〒455-8530 愛知県名古屋港区港明1-10-6	(052)652-5511
旭	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61	(0561)54-3131
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3	(072)252-3561
関西	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69	(06)6416-1221
神戸	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23	(078)231-5901
和歌山	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1	(073)451-3181
山陰	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1	(0859)33-8181
岡山	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)262-0131
中国	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1	(0823)72-7171
山口	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4	(0836)83-2881
香川	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1	(0877)23-3111
愛媛	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27	(0897)33-6191
九州	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1	(093)471-1121
九州・門司 メディカルセンター	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1	(093)331-3461
長崎	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5	(0956)49-2191
熊本	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670	(0965)33-4151

◎医療リハビリテーションセンター

吉備高原	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511	(0866)56-7141
------	--------------------------------	---------------

◎せき損センター

総合せき損 センター	〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4	(0948)24-7500
北海道せき損 センター	〒072-0015 北海道美瑛市東4条南1-3-1	(0126)63-2151

◎治療就労両立支援センター(労災病院内)

北海道中央	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5	(0126)22-1300
東北	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	(022)275-1085
東京	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21	(03)3742-7301
関東	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	(044)434-6337
中部	〒455-8530 愛知県名古屋港区港明1-10-6	(052)652-2976
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3	(072)252-3561
関西	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69	(06)6416-1221
中国	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1	(0823)72-7171
九州	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1	(093)472-6835

◎労災疾病研究センター

アスベスト疾患研究 研修センター	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)283-0055
---------------------	----------------------------------	---------------

◎看護専門学校

釧路	〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38	(0154)25-9817
東北	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10	(022)233-0617
千葉	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-13-2	(0436)75-0542
横浜	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211	(045)474-6570
中部	〒455-0018 愛知県名古屋港区港明1-10-5	(052)652-3775
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1180-15	(072)252-2725
関西	〒660-0064 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69	(06)6419-2177
岡山	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)261-8180
熊本	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1517-2	(0965)33-2009

産業保健総合支援センター全国統一ダイヤル


 サンボラシロウ
 0570-038046

全国共通の電話番号で、最寄りの産業保健総合支援センターに着信するナビダイヤルを設置しています。

◎産業保健総合支援センター

北海道	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1-7ビル2F	(011)242-7701
青森	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F	(017)731-3661
岩手	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F	(019)621-5366
宮城	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 15F	(022)267-4229
秋田	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4F	(018)884-7771
山形	〒990-0047 山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4F	(023)624-5188
福島	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10F	(024)526-0526
茨城	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F	(029)300-1221
栃木	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4F	(028)643-0685
群馬	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンター2F	(027)233-0026
埼玉	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル3F	(048)829-2661
千葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F	(043)202-3639
東京	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F	(03)5211-4480
神奈川	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F	(045)410-1160
新潟	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F	(025)227-4411
富山	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル4F	(076)444-6866
石川	〒920-0024 石川県金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢8F	(076)265-3888
福井	〒910-0006 福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル7F	(0776)27-6395
山梨	〒400-0047 山梨県甲府市德行5-13-5 山梨県医師会館2F	(055)220-7020
長野	〒380-0935 長野県長野市中御所1-16-11 鈴正ビル2F	(026)225-8533
岐阜	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル8F	(058)263-2311
静岡	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9F	(054)205-0111
愛知	〒461-0005 愛知県名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2F	(052)950-5375
三重	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会館5F	(059)213-0711
滋賀	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル8F	(077)510-0770
京都	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーパネックス御池ビル東館5F	(075)212-2600
大阪	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F	(06)6944-1191
兵庫	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックスアセントビル8F	(078)230-0283
奈良	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3F	(0742)25-3100

和歌山	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22 和歌山県日赤会館7F	(073)421-8990
鳥取	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F	(0857)25-3431
島根	〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7F	(0852)59-5801
岡山	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12F	(086)212-1222
広島	〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5F	(082)224-1361
山口	〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F	(083)933-0105
徳島	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3F	(088)656-0330
香川	〒760-0050 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3F	(087)813-1316
愛媛	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F	(089)915-1911
高知	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター3階	(088)826-6155
福岡	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F	(092)414-5264
佐賀	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F	(0952)41-1888
長崎	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3-5 建友社ビル3F	(095)865-7797
熊本	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3F	(096)353-5480
大分	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6F	(097)573-8070
宮崎	〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル2F	(0985)62-2511
鹿児島	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F	(099)252-8002
沖縄	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2F	(098)859-6175

◎労働安全衛生総合研究所

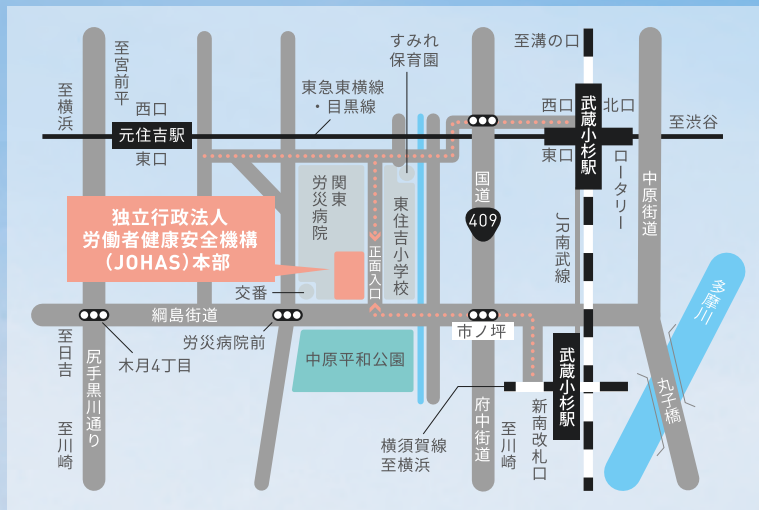
清瀬地区	〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6	(042)491-4512
登戸地区	〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	(044)865-6111
令和6年4月設置		
湘南地区	〒251-8555 神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1 湘南ヘルスイノベーションパーク	(0466)54-9711

◎納骨堂

高尾みこも霊堂	〒193-0941 東京都八王子市狭間町1992	(042)663-3931
---------	--------------------------	---------------



労働者健康安全機構(JOHAS) 公式ホームページ
<https://www.johas.go.jp>



独立行政法人 労働者健康安全機構(JOHAS)

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

TEL.044-431-8600

2024.04.01



吉野ハルノブ監修 株式会社 丸の内線